

## 障害者福祉施設設置等助成金

申請にあたっては、以下の事項にご留意ください。

### 1 障害者福祉施設設置等助成金の受給資格認定について

本助成金の支給対象事業主及び事業主団体は「障害者である労働者の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備を行う事業主であり、かつ、支給対象となる福祉施設の設置又は整備を行うことにより、現に雇用している障害者である労働者の福祉の増進を図ることが適当であると機構が認める事業主等」です。

※認定申請日に既に雇用されている障害者が対象となり、雇入れ予定者は対象となりません。

### 2 支給要件に係る留意事項について

(1) 「福祉施設」とは、対象障害者の福祉の増進を図るために必要な部分をいい、当該施設のうちの一部分が支給対象となります（施設全体は対象とはなりません）。事業主等が事業を行うために本来必要な施設・設備の設置・整備をする場合や事業主が講ずるべき労働者への安全配慮に関するものと判断されるものは、対象障害者のために福祉施設等の設置又は整備するものとは認められませんので支給対象となりません。

なお、福祉施設を障害者以外の労働者も共同で使用する場合の支給対象費用は、福祉施設を使用する人数按分で算出した額となります。

(2) 他の用途と兼用される福祉施設の取扱い

例えば普段は会議室等であるが、時間を区切って休憩室等として使用するなど他の用途で兼用される福祉施設は支給対象となりません。

(3) 障害特性に対する特別な配慮を行っている場合は障害特性と配慮事項との関係性が分かるように明確に説明してください。

(4) 対象障害者の障害特性による部分が障害者手帳（写）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の第15条に規定する都道府県知事が指定する指定医（精神障害者の場合は主治医）の診断書で確認できない場合は支給対象となりません。

(5) 認定申請日以前1年間に、障害者を事業主都合により解雇していないことが要件となっております。事業計画書に記載欄がありますので必ず記載してください（認定申請日以前1年間に解雇している場合は申請できません）。

- (6) 過去に「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を受給した事業主等は支給対象となった同一施設をもって「障害者福祉施設設置等助成金」の支給対象とはなりません。
- (7) 各都道府県労働局が取扱っている「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を受給した場合は、事業計画書にその旨記載してください。
- (8) 施設の設置等の申請における審査については、障害者作業施設設置助成金と同様になりますので、「障害者作業施設設置等助成金 留意事項」をご参照ください。
- (9) 支給対象とならない費用について  
福祉施設等の工事等を申請事業主自ら、親会社、特例子会社又は関係会社が実施する場合、支給対象となりません。工事の一部又は設備の取付費用の一部等、部分的に行った場合も同様ですのでご注意ください。
- (10) 検査済証（写）の提出の取扱いについて  
支給対象福祉施設等が既存建物への改修の場合は、既存建物が建築基準法に適合した施設等であることの確認のため、検査済証（写）の提出をお願いしています。  
建築確認申請を必要とする建物で、検査済証を取得していない建物の改修は、支給対象となりませんのでご注意ください。また、紛失等した場合は、地方公共団体が発行する検査済証（写）に関する証明書等または一級建築士の証明書等をもって検査済証に代えることができます。参考様式に記載の内容を全てご記入の上、ご提出ください。

### 3 事前着手申出書について

支給対象となる福祉施設等の設置・整備は、原則として、受給資格の認定後に着手（購入又は工事等の発注・契約、支払）しなければなりません。認定申請書に「事前着手申出書」を併せて提出した場合には、事業所を管轄する都道府県支部の認定申請書受理日以降に申請事業主の責任において着手することができます。なお、事前着手の可否の通知は行いません。

### 4 その他

- (1) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業・就労移行支援事業又は相談支援事業を行う事業主からの申請について
- ・ 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスを行う事業所からの申請において、当該事業を行うために本来必要な施設・設備の設置・整備の申請は認められません。当該事業の指定を受けるために必要な多目的室、

相談室等も対象となりません。

また、事業計画書に障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスを行っている旨を記載するとともに、サービスの種類（A型・B型・移行支援型・多機能型）、定員及び主たる対象者（利用者）が明記された都道府県知事からの指定書（写）等の提出をお願いします。なお、当該助成金はA型、B型及び移行支援型の利用者は支給対象障害者となりません。

都道府県からの指定を受ける予定の場合も同様にその旨を記載してください。

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者等で障害者相談支援事業等を行う事業所からの申請において、相談支援事業の指定を受けた対象者（利用者）の障害の種類・程度等によっては、申請内容が当該事業を行うために本来必要な施設・設備の設置・整備であると判断される場合は、対象とならない場合があります。

## (2) 特例子会社からの申請について

特例子会社は、その認可において障害者のための施設を要件としていることから、特例子会社及びその事務所の設立のための施設設備等については、支給対象としません。ただし、設立から期間が経過し、対象障害者のために新たな措置等が必要となり、当該措置が本助成金の要件に合致する場合は支給対象となる場合があります。

## (3) 事業の継続性に係る確認について

申請額が1,000万円以上の場合又は新規設立事業所であって対象障害者数10人以上をもって申請する際は、事業計画書（1-2）の提出をしていただき、収益計画等により事業の継続性があるか審査しております。認定申請にあっては、事業計画書（1）又は事業計画書（1-2）のどちらを提出すべきか確認のうえ、記載漏れ等がないように提出してください。

なお、就労継続支援事業を行う事業主からの申請で、事業計画書（1-2）の収益計画を作成する場合には、訓練等給付金は事業収入となりませんのでご注意ください。

## **障害者福祉施設設置等助成金 留意事項（参考1）**

障害者福祉施設設置等助成金の施設の設置等の申請における審査に当たり、審査の標準例としている点について申請件数の多い事例を以下のとおり参考までにお示しします。

※以下の事例は、参考例であり審査に当たっては、個々の状況を踏まえて総合的に判断されることとなります。ただし、スロープの勾配については以下に示す基準を満たすこととします。

また、全ての図面に以下の内容を記載ください。

①図面名、②図面作成日、③図面作成者名（新築工事の場合は、設計事務所名・印、登録番号、管理者名・印）、④縮尺、⑤各種寸法

### 1 トイレの改修について

#### (1) 車椅子対応の場合

ブースの大きさは、1,700×1,700（mm）以上、  
出入り口の有効幅は、850（mm）以上、  
扉は、自閉式・ハンガー片引戸・折れ戸・アコーディオンドア等とする。

#### (2) 和式から洋式の場合

ブースの大きさは、内開の場合は900×1,350（mm）以上、  
外開の場合は900×1,200（mm）以上が望ましい。

### 2 スロープの設置について

車椅子用スロープの勾配は 1/12（高さが16cm以下の場合は、1/8）以下とする。

### 3 手すりの設置について

室内手すりは木質集成材等、階段に手すりを設置する場合は、両側に取り付けるのが望ましいが、片側の場合は降りる時の利き手側に設ける。

階段の踊り場はフラットとし、段差を設けない。

## 障害者福祉施設設置等助成金 留意事項（参考2）

助成金の対象となる工事については、改修前及び改修後の正確な図面により認定の可否及び支給対象金額の算定を行います。そのため、図面については、改修内容や寸法、仕上げ表、衛生器具等が記載されているものを提出してください。

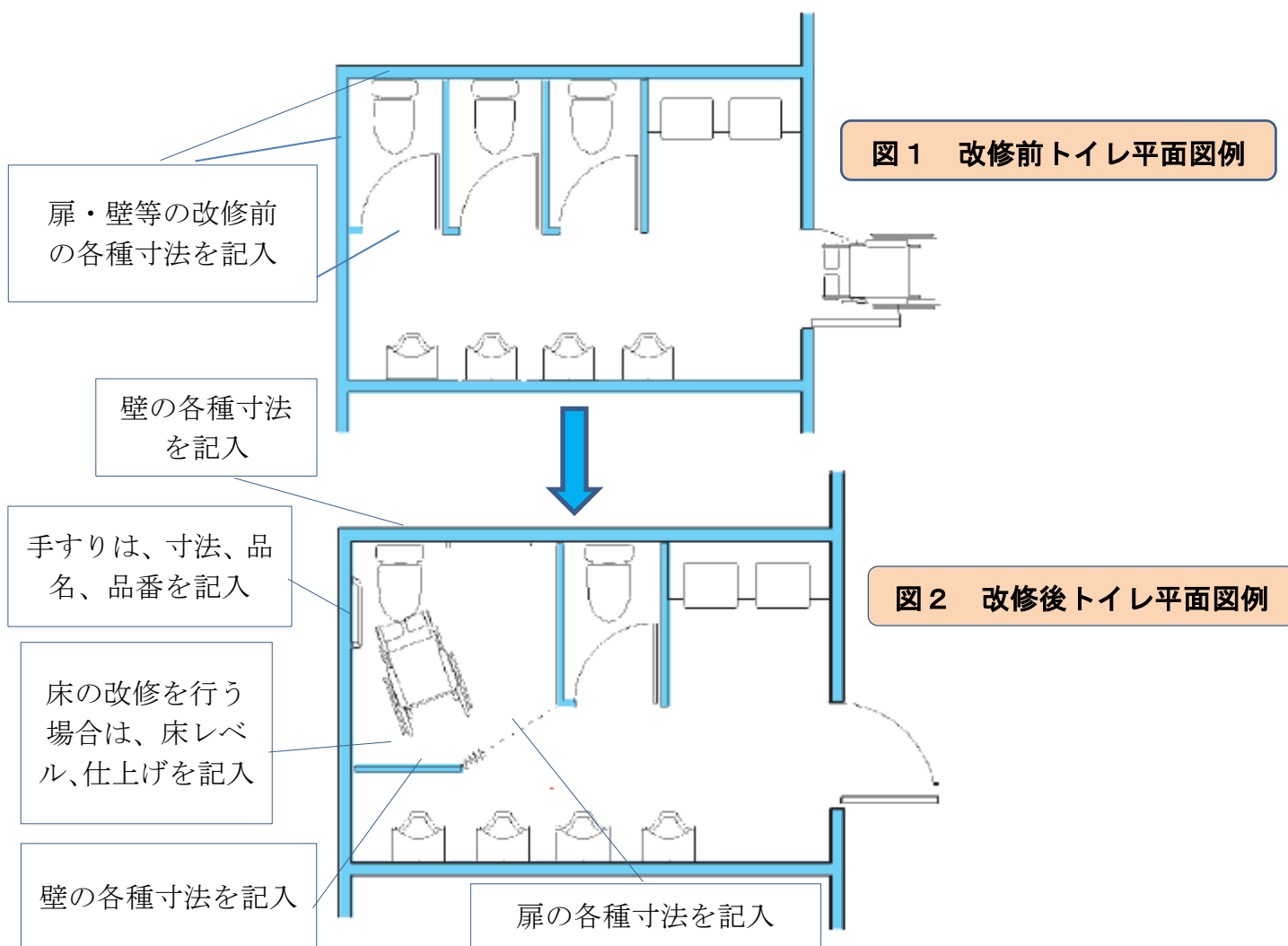
また、全ての図面に以下の内容を記載ください。

①図面名、②図面作成日、③図面作成者名（新築工事の場合は、設計事務所名・印、登録番号、管理者名・印）、④縮尺、⑤各種寸法

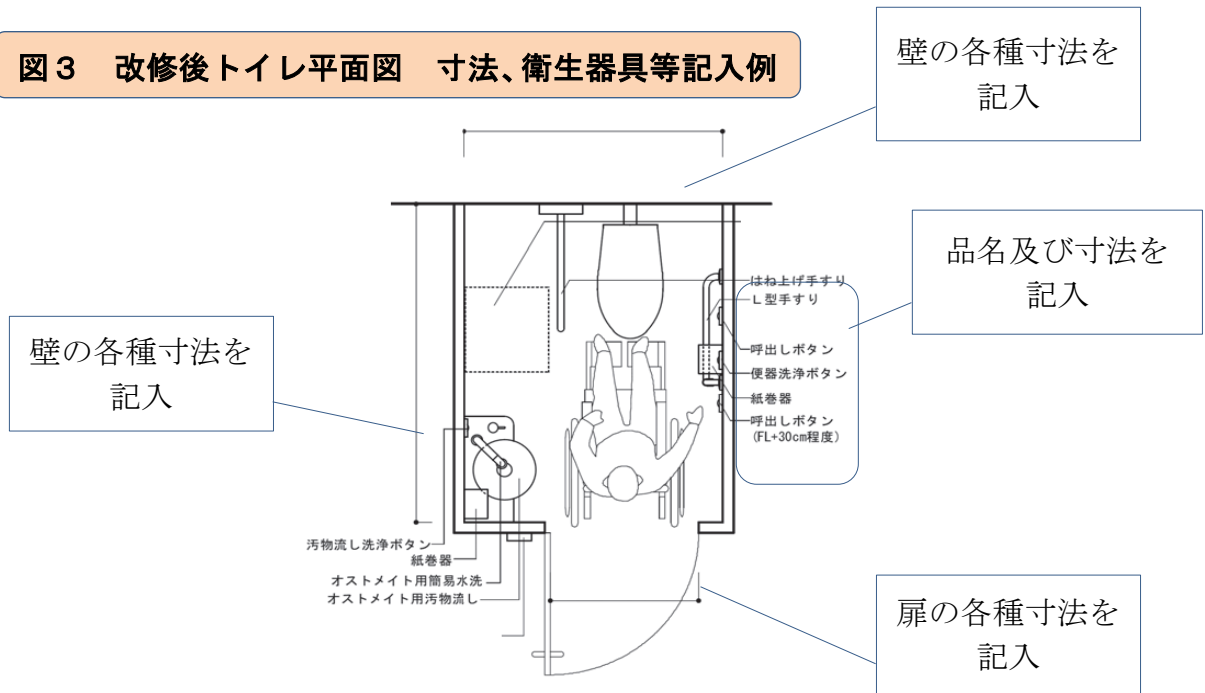
### 【認定申請時】

以下に参考例としてトイレ改修における平面図をお示しします。

なお、工事内容に応じて必要図面は異なります。（たとえば、この参考事例では手すりの設置、建具の改修を行うため、立面図、展開図（建具表記載）のご提出が必要になります。）詳細については、「障害者助成金受給資格認定申請書（1）整理カード」にて確認してください。



**図3 改修後トイレ平面図 寸法、衛生器具等記入例**



図面には以下の「仕上表」及び「衛生器具一覧表」を記載ください。

仕 上 表		
	改 修 前	改 修 後
床		
巾木		
壁		
天井		

衛生器具一覧表		
品 名	品 番	ヶ所数

**【支給請求時】**

支給請求時に添付いただく「竣工図面」については、認定申請書添付の図面に対する竣工図であるとしていますので、工事内容に応じて必要図面は異なります。たとえば、この参考事例における竣工図として必要な図面は以下のとおりです。

なお、図面名の前には必ず「竣工図」と記載ください。

- ・竣工図 改修前トイレ平面図  
※改修前トイレ平面図も「竣工図」の一部として提出いただく必要があるため、必ず「竣工図」の記載をお願いします。
- ・竣工図 トイレ平面図
- ・竣工図 トイレ立面図
- ・竣工図 トイレ展開図

詳細については、「障害者助成金支給請求書（1）整理カード」にてご確認ください。

<図版引用（図1～図2）> 平成27年版障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 2015年

<図版引用（図3）> 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準（概要）国土交通省、2007年

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
理 事 長 殿

報告書

1. 既存建物が建築基準法に定める建築基準関係規定に適合している旨の証明  
(例) 以下の建物が建築基準法に定める建築基準関係規定に適合していることを証明  
します。  
【住所】 ○○○○  
【建築物の名称】 ○○株式会社 △△社屋
2. 改修工事内容
3. 上記2の改修工事の影響、改修工事内容が既存建物の構造的に問題ないという所見

以上、報告いたします。

年 月 日

所属（建築事務所名、所在地等）  
一級建築士 登録番号○○○号  
氏 名 【捺印】

※本報告書と併せて既存建物の建築確認済証（写）をご提出ください。